

第3次 七飯町教育振興基本計画

人がきずなで結ばれ
生きる力を育み
ともに学ぶまち七飯



令和3年(2021年) 3月
七飯町教育委員会

目 次

教育基本理念	P2
教育基本目標	P3
1 はじめに	P4
2 開かれた教育行政の推進	P6
3 幼児教育の充実	P6
4 学校教育の充実	P7
(1)学校経営の充実	P7
(2)基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実	P8
(3)道徳教育の充実	P8
(4)学校体育と学校保健指導の充実	P9
(5)特別支援教育の充実	P9
(6)食育の推進	P9
(7)教育環境の整備・充実	P10
5 生涯教育の推進	P10
(1)生涯学習	P11
(2)青少年の健全育成	P12
(3)文化財の保護・管理の推進	P12
(4)生涯スポーツの推進	P13
6 計画の見直し	P13

教育基本理念

平成24年11月制定

先人の築いた日本における西洋式農業発祥の歴史を持つ郷土に誇りをもち、「人づくり」を基本に次のとおり教育基本理念を掲げます。

人がきずなで結ばれ 生きる力を育み ともに学ぶまち七飯

○キーワード1

【きずな】

人は、それぞれの社会環境の中で、多くの人と関わり、つながりを持ちながら生活しています。また、人が生きていく上で、自然との共生や文化の享受は欠かすことはできません。人とのつながりや文化は、確実に次世代に受け継がれます。受け継いだ子どもたちはやがて大人になり、親となります。

人と人とのつながりを大切にしながら、学校や家庭・地域とのつながりと、自然や歴史・文化とのつながりの中で、明るい未来を創造していきます。

○キーワード2

【生きる力】

子どもたちが将来社会で自立して生きていくためには、自ら学び自ら考える力を育成することが大切です。町民みんなが自分たちの目標や課題を考え、取り組んでいこうと努力することにより、未来を切り拓いていくことができます。

人と人とのつながりの上に、様々な学びや経験・体験を通して、一人ひとりの町民がたくましく未来を拓き、生きていくことを目指します。

○キーワード3

【ともに学ぶ】

町民のだれもが明るく元気に生き生きと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、文化活動の支援など、生涯を通じて「ともに学ぶ」環境づくりが大切です。

町民が生涯を通じてお互いに学び合い、元気で活力あるまちになるような教育を目指します。

教育基本目標

- 1 たくましく未来を切り拓く「生きる力」を培う教育に取り組みます
- 2 豊かな心をもち生命や人権を尊重するあたたかい人を育みます
- 3 学びがいがあり通いがいのある信頼される学校づくりを進めます
- 4 学校・家庭・地域が手を取りあひすこやかな子どもたちを育てます
- 5 町民が生き生きと学び続ける活力に満ちたまちづくりを推進します

平成24年11月制定

1 はじめに

七飯町教育委員会は、令和2年度(2020年度)までの5か年を計画期間とする第2次七飯町教育振興基本計画(以下「現計画」という。)及び現計画の一部を平成30年度(2018年度)に改訂した第2次七飯町教育振興基本計画改訂版(以下「改訂計画」という。)に基づき教育行政を進めてきました。

この5か年の間に、国では、2030年以降を見据えた第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)を策定しました。教育施策の重点事項として、「超スマート社会(Society5.0[※])」において「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要であるとしています。

また、概ね10年に一度改訂される学習指導要領が、令和2年度(2020年度)から小学校で、令和3年度(2021年度)から中学校で完全実施となりました。社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中で、児童生徒が学校で学ぶことは、自立して社会生活を営む上での基礎となるものです。今回の改訂では、社会の変化を見据えて、児童生徒にはこれから生きていくために必要な「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる資質・能力を身につけさせることとしています。

教育をめぐる情勢が、このように大きく変革しようとしている中で、改訂計画が本年度末で終了することから、改めて計画期間を令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年とする第3次七飯町教育振興基本計画(以下「新計画」という。)を策定しました。

新計画を策定するにあたって留意した点は、上位計画である第5次七飯町総合計画、国・道の教育振興基本計画、完全実施となった学習指導要領に加えて、町民生活はもとより学校教育や生涯教育活動に大きな影響を及ぼした昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大です。

※超スマート社会(Society5.0):AI(人工知能)やロボットの働きによってあらゆる人が快適に暮らせる未来社会構想。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0:現代)

学校教育においては、臨時休業の長期化、卒業式における在校生や保護者の参加禁止、呼びかけや合唱の禁止、さらに運動会・体育大会等の中止など、多くの行事が中止や縮小となりました。誰もが予測しえなかったコロナ禍にあって、学校に毎日通うこと、授業の中でみんなで話し合うこと、音楽の時間にみんなで歌うこと、給食を楽しく食べること、などの当たり前のことができなくなりました。児童生徒の学びそのものを保障することが難しくなりました。

また、生涯教育では、緊急事態宣言により文化センターを含む公共施設が閉鎖となり、長期にわたって老人大学や各サークルの活動を中止せざるを得ませんでした。宣言解除後も、町民の安全安心を図るため、町民文化祭、パイオニアフェスティバル、各種コンサートなど多くの文化的行事が中止となりました。

発表の場や鑑賞の場をなくすことは、利用者の活動の目標や生きがいを奪うことにもなり、町民の心の豊かさが失われます。このように、コロナ禍は教育や文化活動に大きな影響を及ぼしました。しかし、現計画から、いじめの根絶や学力・体力の向上、生涯教育施設の充実、高齢者の生きがいの創出や健康増進、伝統・文化の継承や文化財の保護など課題は継続しています。

新計画においても、引き続きこれらの取り組みを進めていかなければなりません。現状では、感染症に対するリスクが短い期間でゼロになることは考えられません。コロナ禍もコロナ禍後も含めたポストコロナ時代において、計画性を持ってこれらの取り組みを進めていくためには、この1年間で学んできた児童生徒や町民を感染から守るための工夫、接触を避けながらも授業やサークル活動を進めるための工夫、とりわけ学校行事を実施するための工夫を、今後の教育活動に活かさなければなりません。学んできた工夫を発展させ、新しい発想として実践し、町民や児童生徒の安全安心を確保した教育活動を実現する、さらにそれを持続するためのしなやかな教育行政を推進することで、ポストコロナ時代におけるニューノーマル[※]な教育を目指すこととします。

なお、この新計画は計画期間中の七飯町教育行政の基本的な考え方を示したものです。具体的な考え方については、毎年度の七飯町教育行政方針で示すこととします。

※ ニューノーマル:新しい常識・常態

2 開かれた教育行政の推進

毎月第二火曜日を目途に教育委員会議の開催を目指していますが、行事等により定例開催できないことが多くあるため、引き続きホームページ等を活用した開催告知を行います。また、会議の内容についても、ホームページへ掲載し、広く町民に周知し、教育委員会議の透明性を高めます。

毎年度示される教育行政方針について、その執行状況等を点検・評価し、教育委員会議、総合教育会議に報告するとともに、議会や地域住民にも公表し、教育委員会の透明性を高めます。

学校と教育委員会の連携強化を図り、共通認識で児童生徒を育めるよう、教育委員による学校訪問、定例校長会議(教頭・主幹教諭会議)、指導主事による学校経営説明会や経営懇談会を引き続き開催します。

地域に対しては、毎年実施している全国学力・学習状況調査結果のホームページ等への掲載を継続し、保護者等の協力を得ながら児童生徒の学力向上と規則正しい生活習慣の確立を目指します。

3 幼児教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要です。幼児一人一人の発達に応じ、集団の中で主に遊びを通して総合的な指導を行う幼稚園・認定こども園・保育所(園)(以下「幼稚園等」という。)は、就学前教育の中核としての役割を担っています。

このため、幼稚園等が地域の幼児教育施設として、家庭・地域との連携を進め、子どもたちが健やかに成長し健康的な生活を営むうえで必要な態度や食事、運動、睡眠、あいさつ等の基本的な生活習慣など「生きる力」の基礎を培う教育力の向上を目指します。

また、幼稚園等と小学校の教職員が、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図るため、相互理解を深めるとともに、行政とも綿密に連携し、家庭(保護者)の子育てを支援します。

4 学校教育の充実

学校教育では、感染リスクを最小限に抑えながら児童生徒の学びを途切れることなく保障し、誰一人取り残さない教育、すなわちポストコロナ時代におけるニューノーマルな教育を推進します。特に、運動会、学習発表会、学校祭等の特別活動は、飛沫感染や接触感染の可能性が高いことから、学年ごとの開催や午前開催など感染リスクの低減を図りながら、学習指導要領に定める児童生徒に身につけてほしい能力を育みます。いじめについては、平成31年度(2019年度)に策定した七飯町いじめ防止基本方針に基づき、学校、保護者、地域が一体となって取り組みます。なお、令和3年度(2021年度)末で計画期間が3年を経過することから、本年度末までに方針の見直しを行います。

また、基礎学力の向上と児童生徒の健全育成、社会の変化に対応した教育の充実、道徳教育の充実を図り、家庭、地域社会との連携のもと、互いに話し合う学校づくりを推進し、児童生徒の「生きる力」の育成に努めます。

このような取り組みを通して、児童生徒にとって「行きたい学校」、保護者にとって「通わせたい学校」を目指します。

(1) 学校経営の充実

学校評価等を生かし、教育課題解決のため全教職員の創意を生かせる協働体制の確立に努めます。渡島教育研究所や七飯町教育研究所と連携し、サークル研究活動の推進や町内授業公開研究会の開催、各種研修への積極的な参加等により教職員の資質向上に努めます。

地域とともにある学校をつくりあげるため、中学校区単位で地域学校協働本部[※]を設置し、コミュニティ・スクールとの連携・協働による取り組みを推進します。

少子化が加速する中で、文部科学省で作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に基づき、町立学校の在り方について引き続き検討・協議し、子どもたちにとって望ましい学校を目指します。

[※]地域学校協働本部：幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を促進する体制

(2)基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実

児童生徒一人一人に確かな学力を身につけさせることは、学校教育の責務です。全国学力・学習状況調査や全国標準学力テストの結果等を踏まえ、学力向上に向けた教育活動のPDCAサイクル※を確立します。

また、コロナ禍においても主体的・対話的で深い学びを実践できるよう、ICT※の効果的な活用を図ります。

七飯町校長会で作成しているリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」については、引き続き新 1 年生に配布します。全学年で手引きに基づいた各家庭での取り組みを推進し、家庭学習の定着化を図ります。また、「朝食を毎日食べている」「家の人と学校の出来事について話している」「就寝・起床時間など規則正しい生活をしている」と答えた児童生徒の学力が高い傾向にあることから、望ましい生活習慣の形成を支援します。

教育委員会としても、コロナ禍により未配置となっている外国語講師(FLT)の早期配置に努めるとともに、指導主事による学校教育指導訪問、各学校への学習支援員の配置などを通して、確かな学力の習得を推進します。

(3)道徳教育の充実

実社会や実生活との関わりを考える中で、命を大切に作る心や規範意識を育成します。このため、特別の教科となった道徳の教科書の活用と併せて、コロナ禍における感染者に対する差別報道など、メディアによる報道も含めた多様な教材の活用を図ります。ボランティアや体験活動なども推進し、自発的な福祉活動や地域に根差した活動を通して、他者を思いやる心や、地域とともに生きる態度を育成します。

また、総合的な学習の時間等を利用して、七飯町の魅力や歴史について学ぶための資料提供等を行い、ふるさと教育の推進を図り、自然を大切に作る心やふるさとを愛する心を培います。

※PDCA サイクル：計画(P)実行(D)評価(C)改善(A)の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善・最適化する手法

※ICT：情報や通信に関連する科学技術の総称

(4) 学校体育と学校保健指導の充実

子どもたちの心身の調和がとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが大切です。

しかし食事面では、核家族化や働き方の多様化などにより、3食をしっかりとるという習慣も、以前に比べて少なくなっている傾向が見受けられます。また運動面では、小学校の頃から少年団などで専門的にスポーツに打ち込む子どもたちがいる反面、ゲーム機の普及や外遊びする場所が少なくなったことなどによって運動する子としない子に二極化しています。

児童生徒の体力・運動能力に関する全国調査によると、七飯町の児童生徒は、体力・運動能力は全国平均より低い傾向が見られます。

また、全国学力・学習状況調査による家庭における生活習慣では、特に食習慣に関し、朝食を毎日とる児童生徒の割合が低い傾向にあります。

子どもの食事や運動など生活の基本は、本来学校と家庭が一体となって築かれるものです。

このため、各家庭の協力を得ながらスポーツの習慣化や保健活動の充実を図り、望ましい食習慣の形成や健康な身体づくりに取り組みます。

(5) 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための適切な指導及び必要な支援の充実に努めます。

また、幼稚園等や町立学校における校種間の円滑な接続と継続的な支援を行うため、引き続き教育支援委員会と連携し、適正就学に向けた相談・指導の充実を図ります。

(6) 食育の推進

朝食には、大きく分けると脳のエネルギー源(ブドウ糖)の補給、体温上昇による代謝の活性化などの作用、そして排便習慣づくりの3つの役割があります。

また、全国学力・学習状況調査でも、朝食をとる児童生徒の学力が、とらない児童

生徒に比べて比較的高い傾向にあるという結果からも、朝食の効果は明らかです。このため、児童生徒が食への興味関心を高め、自らの健康の保持増進に進んで取り組むことができるよう、地場産食材の積極的な使用や栄養教諭による専門性を生かした計画的な食育を推進します。

給食費については、徴収率の向上を図り学校給食会計の安定化を図るとともに、公会計への移行準備を進めます。

(7)教育環境の整備・充実

教育施設の安全性、快適性確保のため、学校と連携を密にしながら、早い段階での維持補修に努め長寿命化を図ります。

質の高い学校教育を推進するため、学校図書や情報機器も含めた教材備品の整備を図ります。

また、進学の見込みと能力がありながら、家庭の経済的な理由により高校、大学、大学院等への進学が困難な学生生徒に対して育英資金を貸与し、将来を担う有能な人材の育成に努めます。なお、運用にあたっては現下の厳しい社会経済情勢を考慮し、柔軟な対応を図ります。

児童生徒が、安全安心な学校生活を送るためには、いじめの根絶はもとより、不測の事態が発生したときに、学校としての安全対策を万全にしておく必要があります。このため、各対応マニュアルに基づく実践的な防災・安全対策の推進を図ります。通学路や地域の遊び場などについても、家庭・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで安全確保を図ります。

5 生涯教育の推進

七飯町が活力に満ちた町として発展するには、個性豊かで創造力に富んだ人材を育成し、生涯を通じて学ぶ喜びが実感できる生涯学習社会の構築が重要です。

このため、町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら生涯にわたり学び続けることを通じて、豊かな人間性を育むことのできる生涯学習推進体制を確立し

ます。さらに学習機会の拡充や地域と連携した学習活動を推進します。

特に、文化芸術活動については、感染レベルに応じた参加人数の制限やソーシャルディスタンスの確保など、飛沫感染や接触感染に十分注意しながら実施します。

子どもたちの健やかな成長のため、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、社会教育委員の学校運営協議会への参加、地域学校協働本部を推進するための体制整備を図ります。

(1)生涯学習

七飯町には、町民の生涯学習を支える拠点施設として中央公民館の機能を併せ持つ文化センター、そして大中山地域に大中山コモン、大沼地域に大沼婦人会館が設置されている他に、13の社会教育施設と3公民館が各地区に設置され、地域のニーズに応じた活用が図られています。

文化センターや大中山コモン、大沼婦人会館は、地域の文化芸術活動はもとより、学習活動や各種の研修・研究活動に幅広く利用され、生涯学習の中心的役割を果たしています。

各地区の会館では、地域のニーズに対応したサークル活動が行われています。

公民館では、公民館講座が開催されていますが、定数に対する応募人員が低迷しています。

大中山地区、本町地区及び大沼地区の3地区で開設していた老人大学は、入学者数の減少で、大沼老人大学が令和2年度(2020年度)で閉講となりました。

七飯老人大学、大中山老人大学でも、地域の高齢者数が増えているものの入学者数が減少していることから、講座の見直し等を行い、高齢者が生き甲斐をもって参加できるよう活動内容の充実を図ります。

平均寿命の伸長に伴い要介護者数が増加する中で、生き甲斐の創出や健康寿命の延伸を図ることは、生涯学習の大きな役割です。

公民館講座やサークル活動での成果を発表する場である町民文化祭への参加を促し、町民へ活動の周知を図るとともに、高齢者をはじめとした町民の各種活動への参加及び団体の育成に努めます。

また、情操教育の観点からも児童生徒の文化芸術活動について、引き続き支援しま

す。

また、生涯学習はもとより地域づくりの拠点でもある社会教育施設については、地域のニーズを考慮しながら、整備充実を図ります。

(2) 青少年の健全育成

青少年の非行防止と健全育成を図るうえで、家庭教育は子どもの基本的な生活習慣・生活能力・豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で大変重要な役割を果たします。

毎年実施している全国学力・学習状況調査による七飯町の児童生徒の生活習慣は、朝食をとる子どもの割合が低いばかりでなく、ゲーム・スマホを行っている時間が長い、定時就寝が少ないなど不規則な生活習慣が見られます。

このため、地域とともに子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上に繋がる取り組みを推進します。

また、子どもの安全安心が確保された居場所づくりや子ども会活動の推進など、子どもの主体的、自主的な健全育成活動を推進します。

体験・交流活動、社会参加活動等の充実を図り、郷土を愛し、明日の七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年の育成に努めます。

(3) 文化財の保護・管理の推進

文化財の保護・管理の拠点である歴史館では、狩猟・採集をしていた時代から現代に至るまでの七飯町の歴史や、日本における近代農業技術の指導センターの役割を果たした七重官園のあらまし、昭和時代初期までの四季折々の生活の様子を常設展示するなど、町民の学習活動を支える環境が整えられています。

昨年来のコロナ禍で、令和2年度(2020年度)の来館者数は大きく減少しましたが、企画展等の開催や各学校等への案内を通して来館を促し、七飯町の歴史や文化に触れる機会を提供します。

文化財の保護・調査と整備・活用を図るとともに、普及啓発に努めます。また、数多くの貴重な文化遺産を核に、町民との協働による郷土の豊かな歴史を活かした文化

の香り高いまちづくりを推進します。

(4)生涯スポーツの推進

町民の生涯スポーツに対するニーズは高く、健康寿命の延伸を図るうえでも各種スポーツ団体、サークルの育成と活動の促進を図ります。

また、スポーツを通じて、健康で明るく充実した生活が送れるよう、各種スポーツ教室や競技会の開催、団体や活動の支援、指導者の育成等を行い、町民の健康体力づくりを推進します。

町民の自主的かつ日常的な健康の保持・増進を図る活動を推進するため、町民が主体となった総合型地域スポーツクラブ「ななえスポーツクラブ(ぷらっと)」を支援していきます。

これらの活動の拠点となる施設について、老朽化している施設もあることから財政状況を考慮しながら計画的な整備を進めます。

6 計画の見直し

急速に変化する社会経済情勢の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しています。こうした状況に対応するために、特別の事情がある場合には、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。

〔七飯町教育振興基本計画〕の沿革

平成24年11月 6日 第1次七飯町教育振興基本計画策定

平成28年 3月 2日 第2次七飯町教育振興基本計画策定

令和 2年 2月10日 第2次七飯町教育振興基本計画 第1回改定

令和 3年 3月 1日 第3次七飯町教育振興基本計画策定